



東京出入国在留管理局マスコットキャラクター
～とりぶ(Tokyo Regional Immigration Services Bureau)～

業 務 概 況 書



東京出入国在留管理局

令和7年2月

— 目 次 —

第 1	沿革及び施設の概要	1
第 2	組織及び職員数	2
第 3	管轄区域	3
第 4	在留外国人数	4
第 5	業務の概況	
1	出入国審査関係	5
2	入国事前審査関係	7
3	在留審査関係	8
4	退去強制手続関係	9
5	難民認定等事務関係	10
6	在留支援関係	12

第1 沿革及び施設の概要

1 沿革

- ・ 昭和25年10月 出入国管理庁（外務省外局）の地方支分部局として東京出張所設置
- ・ 昭和26年11月 入国管理庁（外務省外局）東京出張所に改組
- ・ 昭和27年 8月 外務省の外局「入国管理庁」が法務省の内局「入国管理局」に移管され、その地方支分部局として東京入国管理事務所設置
- ・ 昭和56年 4月 東京入国管理局に改組
- ・ 昭和60年 7月 港区港南の庁舎から大手町合同庁舎第一号館（2～3階）に移転
- ・ 平成 2年12月 東京都北区西が丘所在の旧東京地方検察庁第二庁舎に東京入国管理局第二庁舎を開設し、当局業務のうち退去強制手続部門を移転（収容定員200人）
- ・ 平成 5年 6月 同庁舎を改修し、収容定員を450人に拡大
- ・ 平成14年 4月 新たに収容定員150人の仮設収容施設を増設し、収容定員600人に拡大
- ・ 平成15年 2月 第二庁舎と統合の上、港区港南の現庁舎に移転（収容定員800人）
- ・ 平成31年 4月 東京出入国在留管理局に改組
- ・ 令和 2年 7月 外国人在留支援センター（F R E S C）の開所（コモレ四谷ビル）に伴い、一部業務を移転

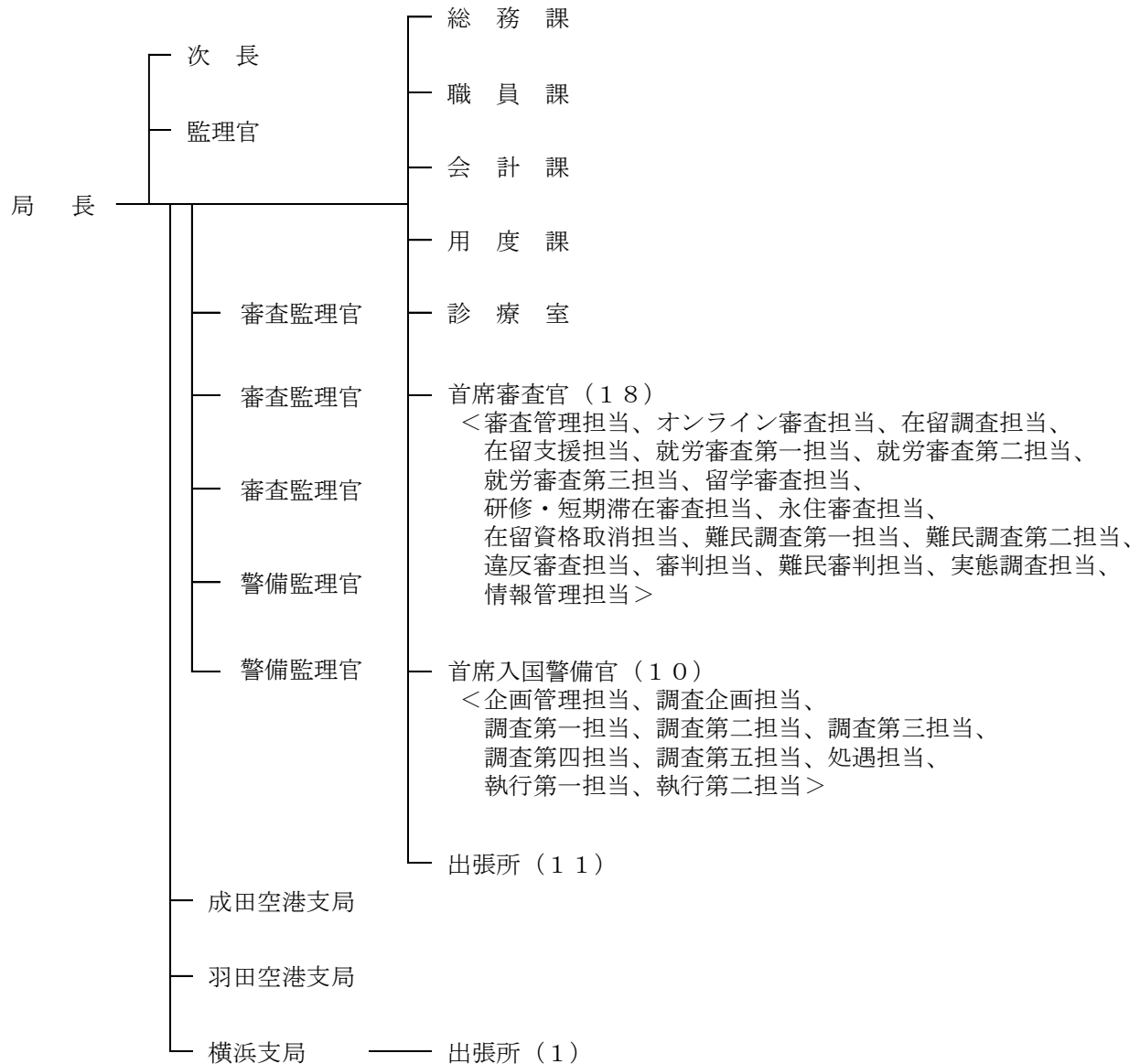
2 施設の概要

- ・ 住 所 : 東京都港区港南5丁目5番30号
- ・ 敷 地 面 積 : 9, 355 m²
- ・ 延 床 面 積 : 36, 115 m²
- ・ 構 造 ・ 規 模 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上12階、地下1階
- ・ 収容場の収容能力 : 800人

第2 組織及び職員数

1 組織

本局、3支局（成田空港、羽田空港及び横浜）及び12出張所が設置されている。

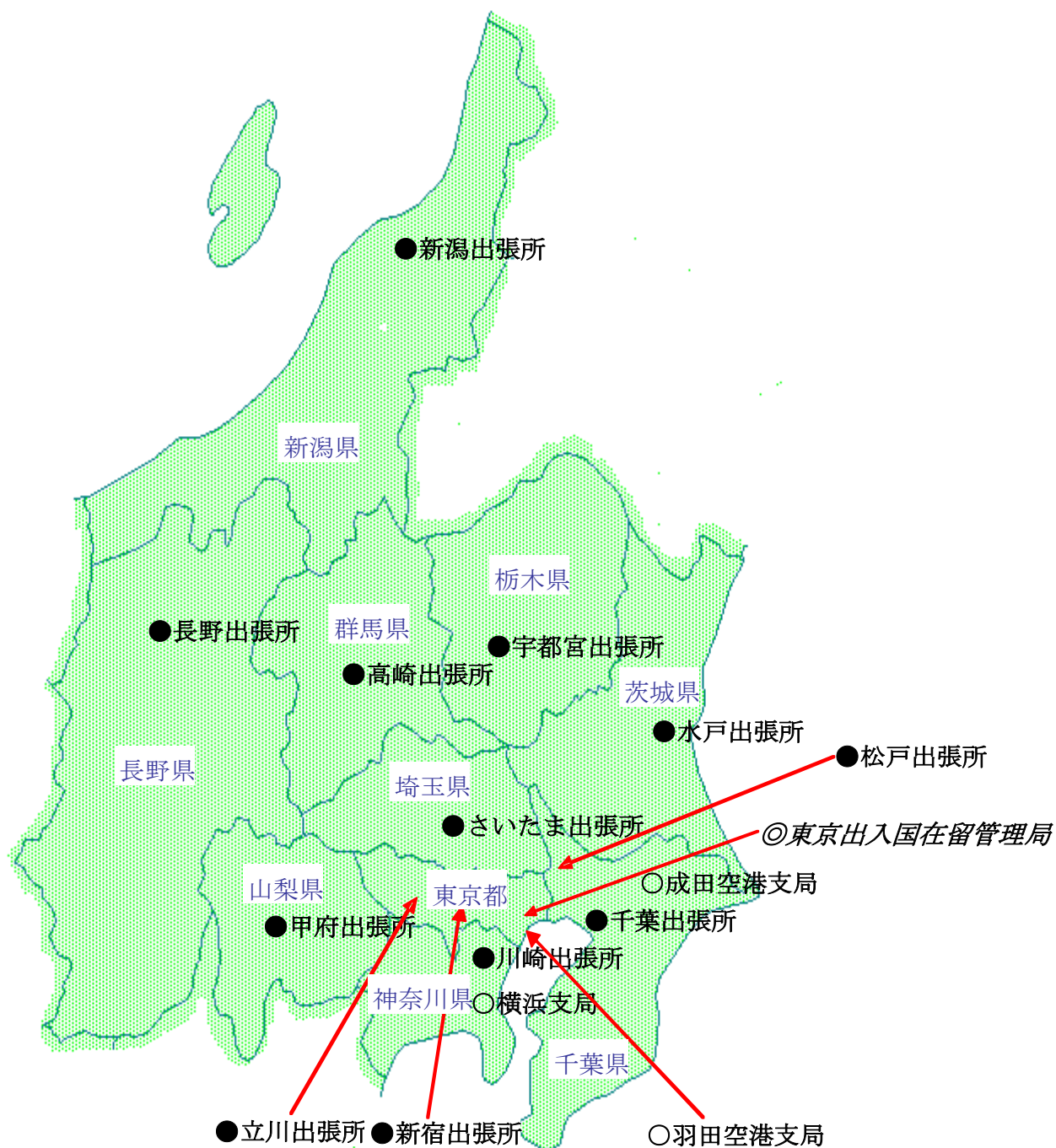


2 職員数

職員数（令和6年度末）は入国審査官1,825人、入国警備官818人、法務事務官69人及び法務技官8人の計2,720人である。

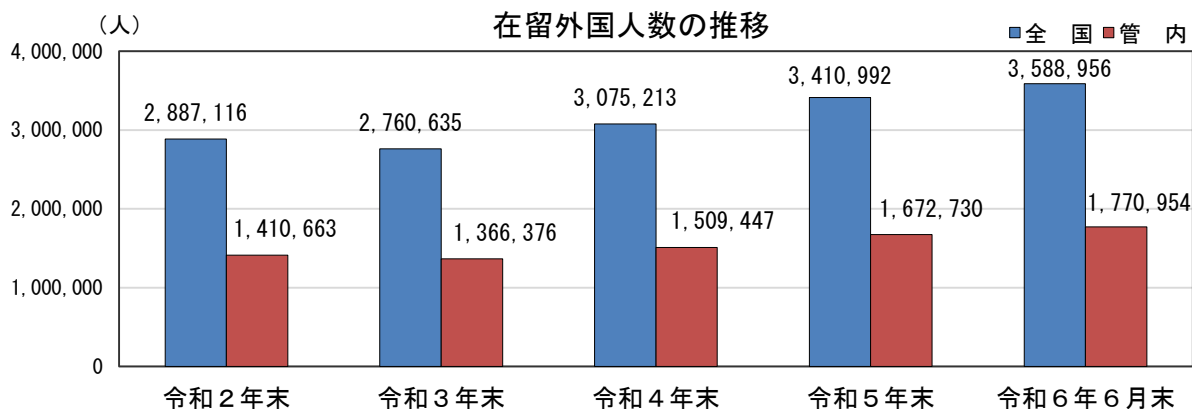
第3 管轄区域

1都9県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県）を管轄し、全ての都県に本局、支局又は出張所を設置している。



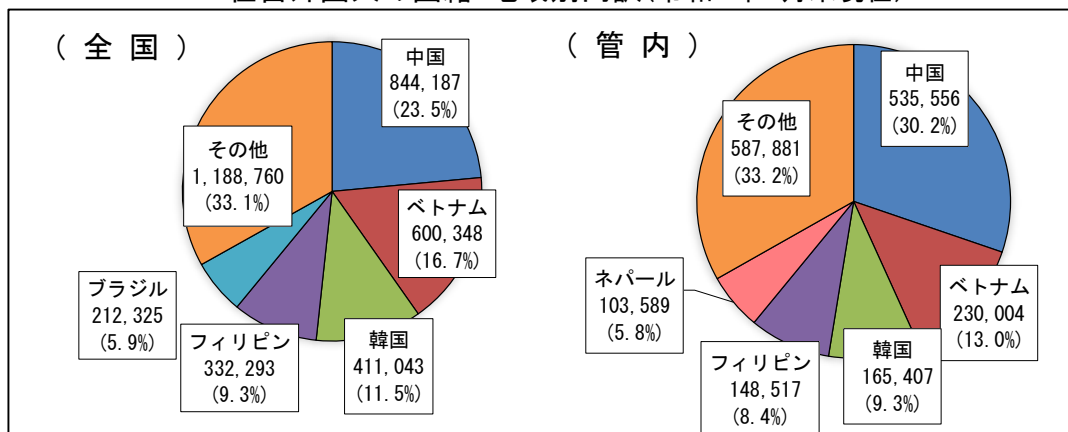
第4 在留外国人数

令和6年6月末現在における管内の在留外国人数（中長期在留者に特別永住者を加えた数）は、177万954人で、前年末に比べ約5.9%（9万8,224人）の増加となっている。また、全国の在留外国人数である358万8,956人の約49.3%を占めている。



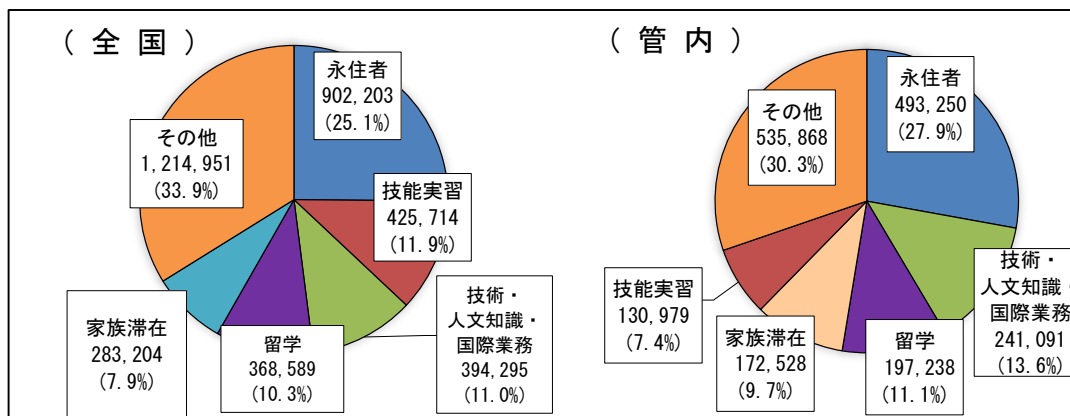
(注) 在留外国人数は、中長期在留者に特別永住者を加えた数である。

在留外国人の国籍・地域別内訳(令和6年6月末現在)



(注) 構成比 (%) は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とにならない。

在留外国人の在留資格別内訳(令和6年6月末現在)



(注) 構成比 (%) は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とにならない。

第5 業務の概況

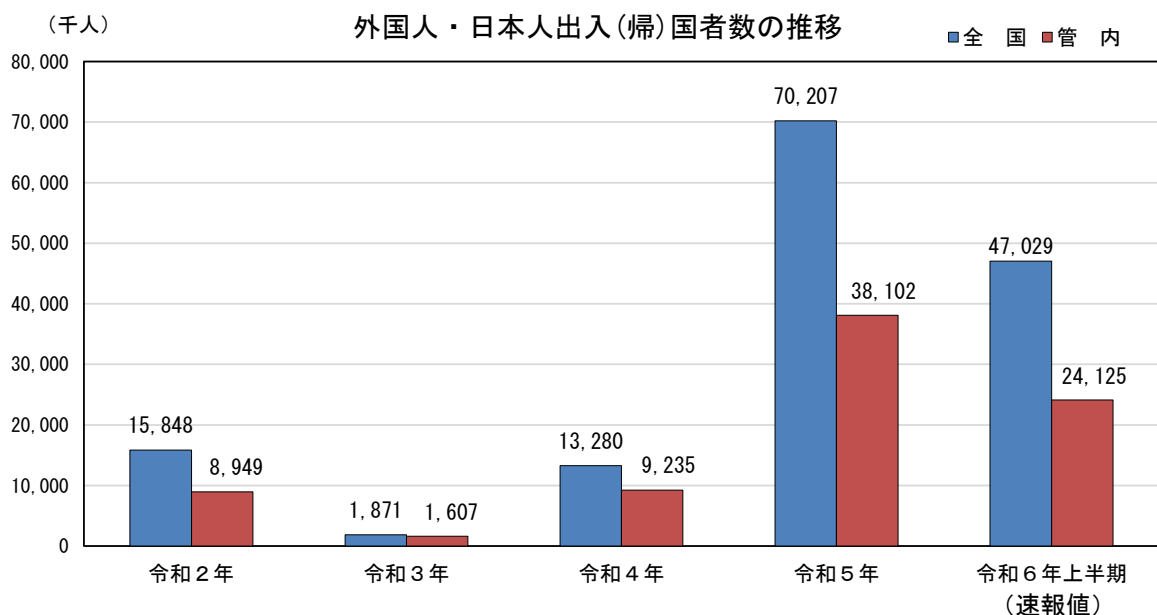
1 出入国審査関係

(1) 外国人・日本人出入(帰)国者数

令和5年における管内の空港（成田、羽田、新潟等）及び海港（東京、新潟、横浜等）からの外国人・日本人出入（帰）国者数は、約3,810万人で、前年に比べ約312.6%（約2,887万人）の増加となっている。また、全国の出入（帰）国者数である約7,021万人の約54.3%を占めている。

そのうち、外国人の出入国者数は、約2,520万人で、前年に比べ約427.7%（約2,042万人）増加した。また、日本人の出帰国者数は、約1,290万人で、前年に比べ約189.3%（約844万人）増加した。

なお、管内の外国人・日本人出入（帰）国者数のうち、成田空港からが約2,198万人と約57.7%を占めており、また、羽田空港からが約1,598万人と約41.9%を占めている。



(千人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年上半期
外国人出入国	4,447 (8,990)	733 (858)	4,775 (7,846)	25,198 (51,118)	16,663 (35,323)
日本人出帰国	4,502 (6,857)	874 (1,013)	4,460 (5,435)	12,904 (19,089)	7,463 (11,705)
合 計	8,949 (15,848)	1,607 (1,871)	9,235 (13,280)	38,102 (70,207)	24,125 (47,029)

(注1) 下段の()は全国数値である。

(注2) 表示単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。

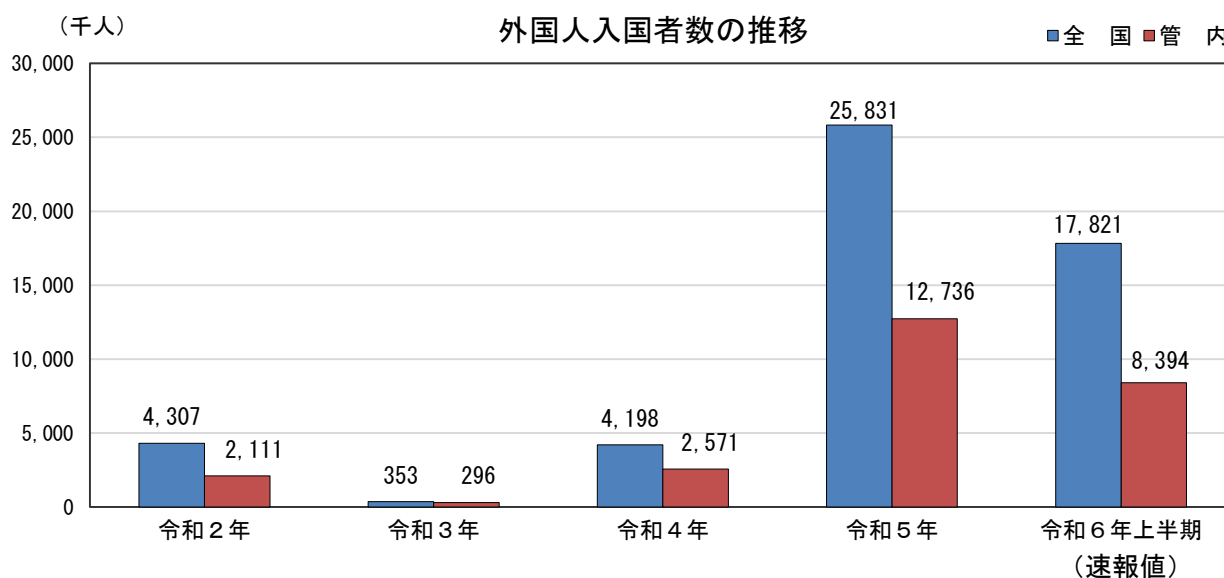
(注3) 地位協定該当者数及び特例上陸許可者数を除く。

(注4) 令和6年上半期は速報値。

(2) 外国人入国者数

令和5年における管内の外国人入国者数は、約1,274万人で、前年に比べ約395.4%（約1,017万人）の増加となっている。また、全国の外国人入国者数である約2,583万人の約49.3%を占めている。

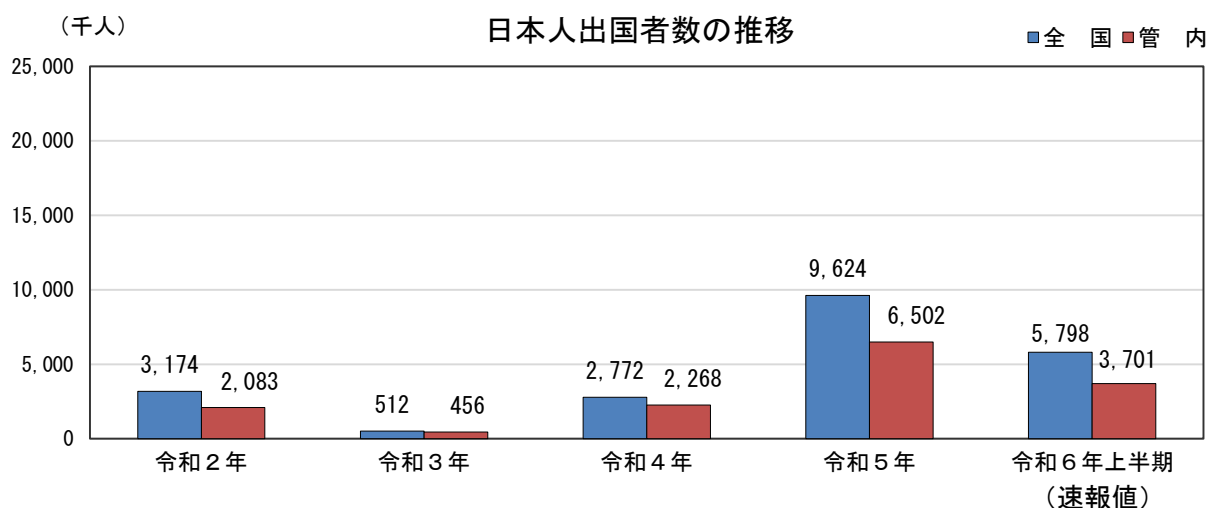
なお、管内の外国人入国者数のうち、成田空港からが約804万人と約63.1%を占めており、また、羽田空港からが約466万人と約36.6%を占めている。



(3) 日本人出国者数

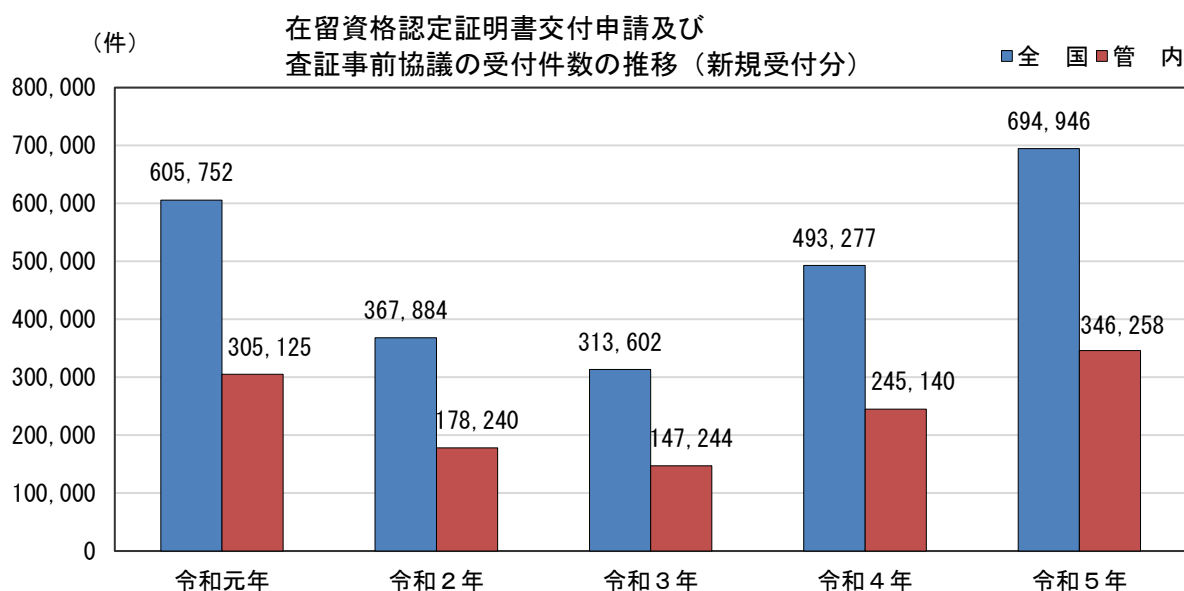
令和5年における管内の日本人出国者数は、約650万人で、前年に比べ約186.7%（約423万人）の増加となっている。また、全国の日本人出国者数である約962万人の約67.6%を占めている。

なお、管内の日本人出国者数のうち、成田空港からが約303万人と約46.6%を占めており、また、羽田空港からが約344万人と約52.9%を占めている。



2 入国事前審査関係

令和5年における管内の在留資格認定証明書交付申請及び査証事前協議の受付件数（新規受付分）は、34万6,258件（うち在留資格認定証明書交付申請受付件数34万4,688件）で、前年に比べ約41.2%（10万1,118件）の増加となっている。また、全国の受付件数である69万4,946件の約49.8%を占めている。



(件)

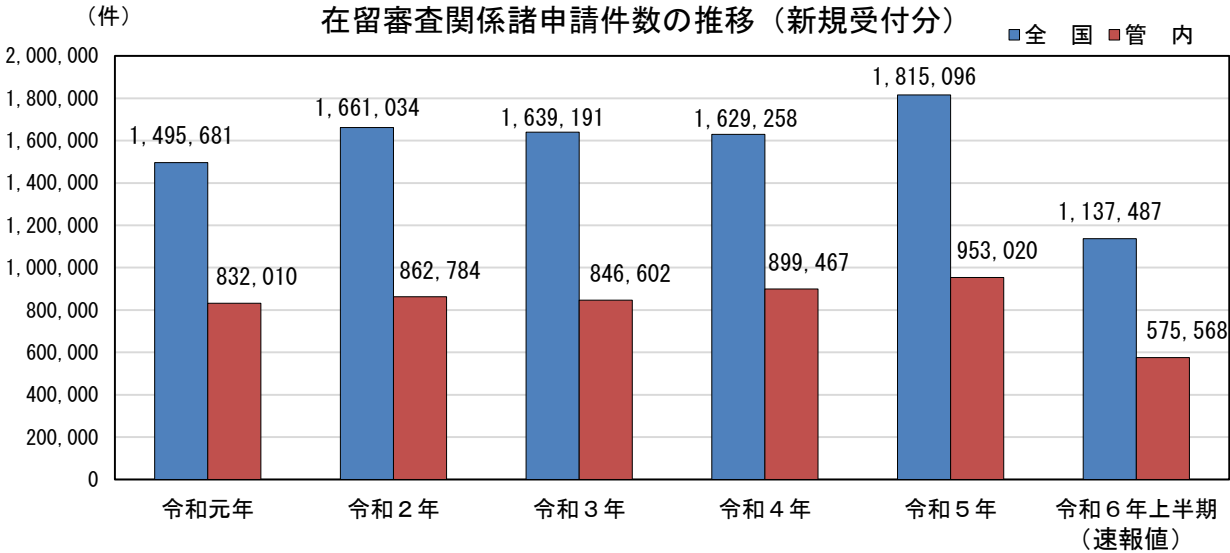
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	605,752	367,884	313,602	493,277	694,946
管 内	305,125	178,240	147,244	245,140	346,258

※在留資格認定証明書

日本に入国を希望する外国人又はその代理人（日本国内居住）は、最寄りの地方出入国在留管理局へ申請書類を提出することにより、事前に、在留資格の認定を受けることができる。これにより認定を受けた外国人には「在留資格認定証明書」が交付され、査証（ビザ）発給申請の際、また、我が国の空港等における上陸審査の際に、この証明書を提出すれば、審査がスムーズになる。

3 在留審査関係

令和5年における管内の在留審査関係諸申請（在留資格取得、在留期間更新、在留資格変更、資格外活動、再入国及び永住）の受付件数（新規受付分）は、95万3,020件で、前年に比べ約6.0%（5万3,553件）の増加となっている。また、全国の受付件数である181万5,096件の約52.5%を占めている。

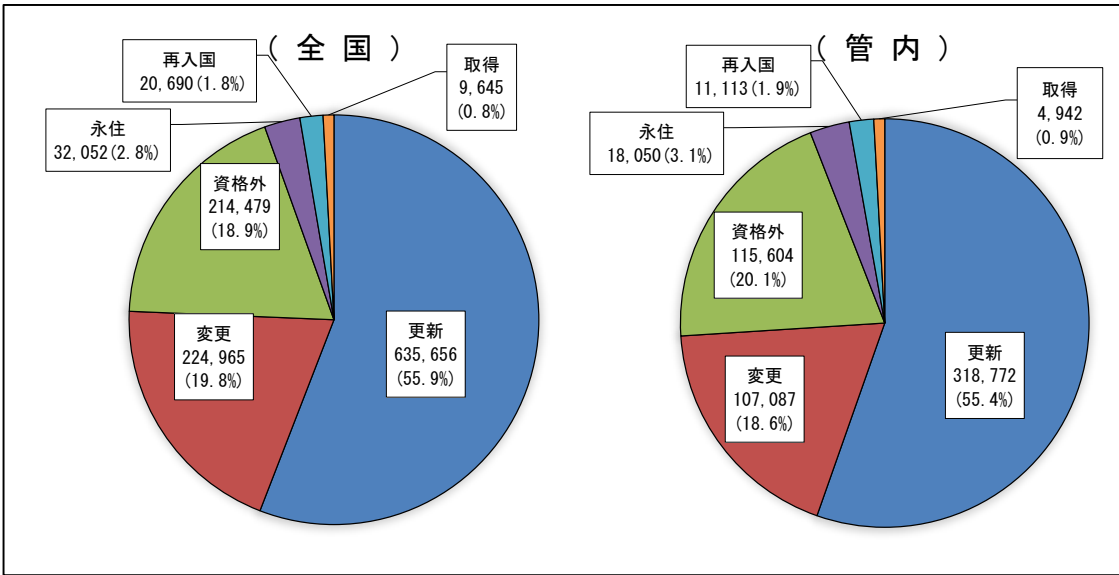


(件)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年上半期
全国	1,495,681	1,661,034	1,639,191	1,629,258	1,815,096	1,137,487
うち再入国	38,264	28,754	41,669	50,642	53,707	20,690
管内	832,010	862,784	846,602	899,467	953,020	575,568
うち再入国	21,262	17,151	25,250	29,064	30,146	11,113

※令和6年上半期は速報値。

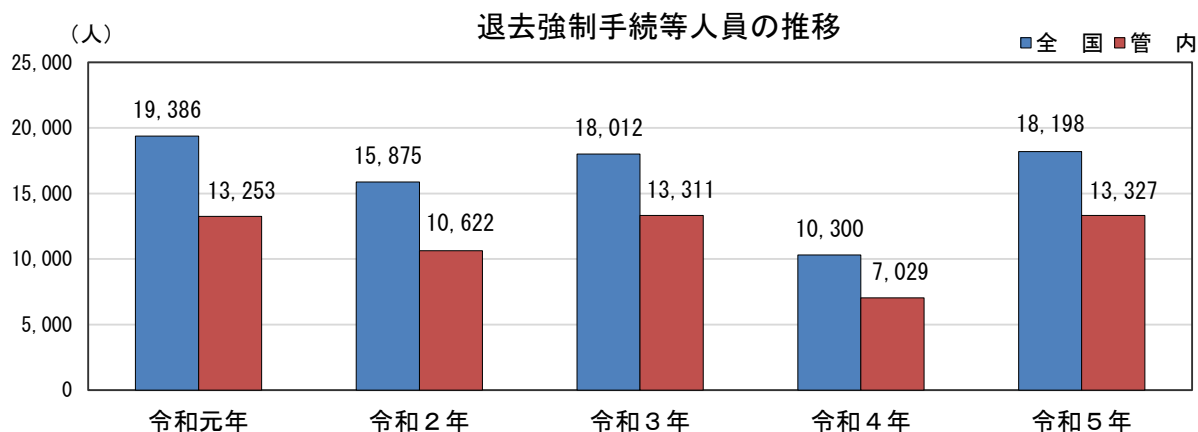
在留審査関係諸申請件数（新規受付分）の内訳（令和6年上半期）※速報値



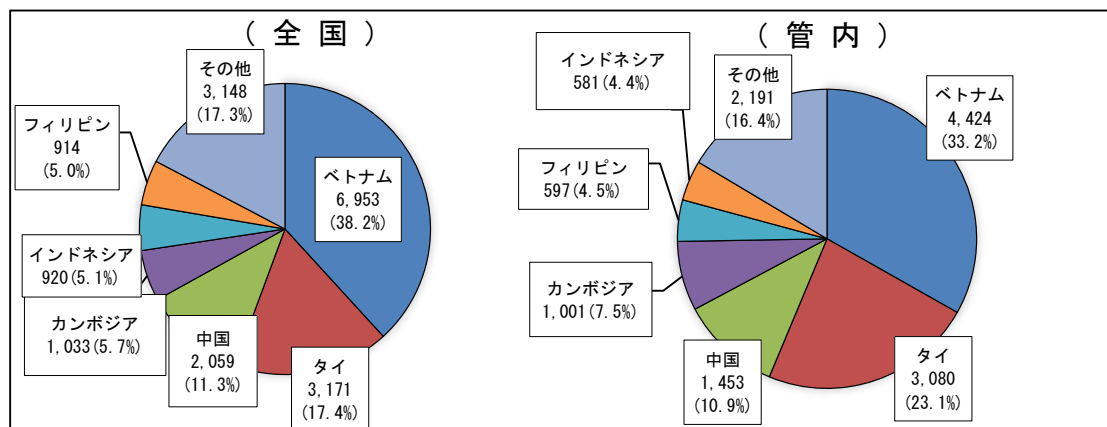
(注) 構成比(%)は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない。

4 退去強制手続関係

令和5年における管内の出入国管理及び難民認定法違反により退去強制手続又は出国命令手続（以下「退去強制手続等」という。）を執った外国人は、1万3,327人で前年に比べ約89.6%（6,298人）の増加となっている。また、全国で退去強制手続等を執った外国人1万8,198人の約73.2%を占めている。

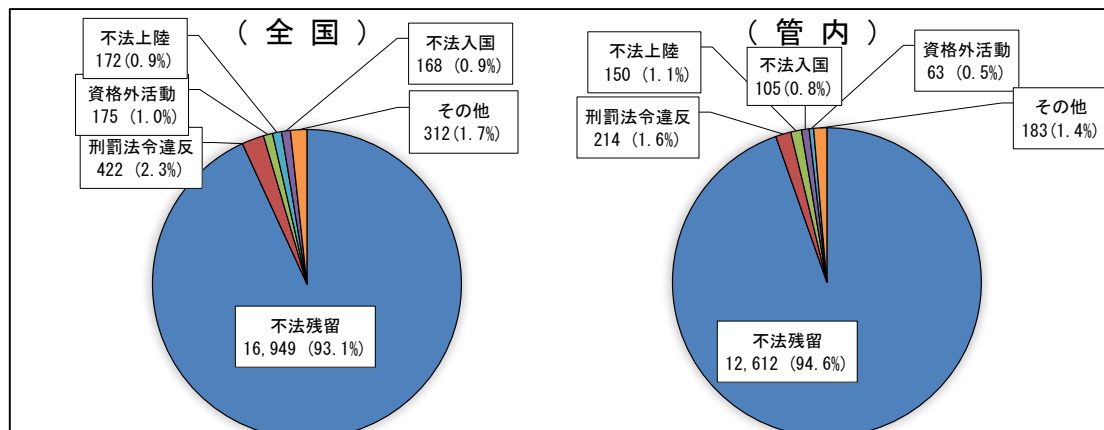


令和5年の退去強制手続等人員の国籍・地域別内訳



（注） 構成比（%）は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない。

令和5年の退去強制手続等人員の理由別内訳



（注） 構成比（%）は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない。

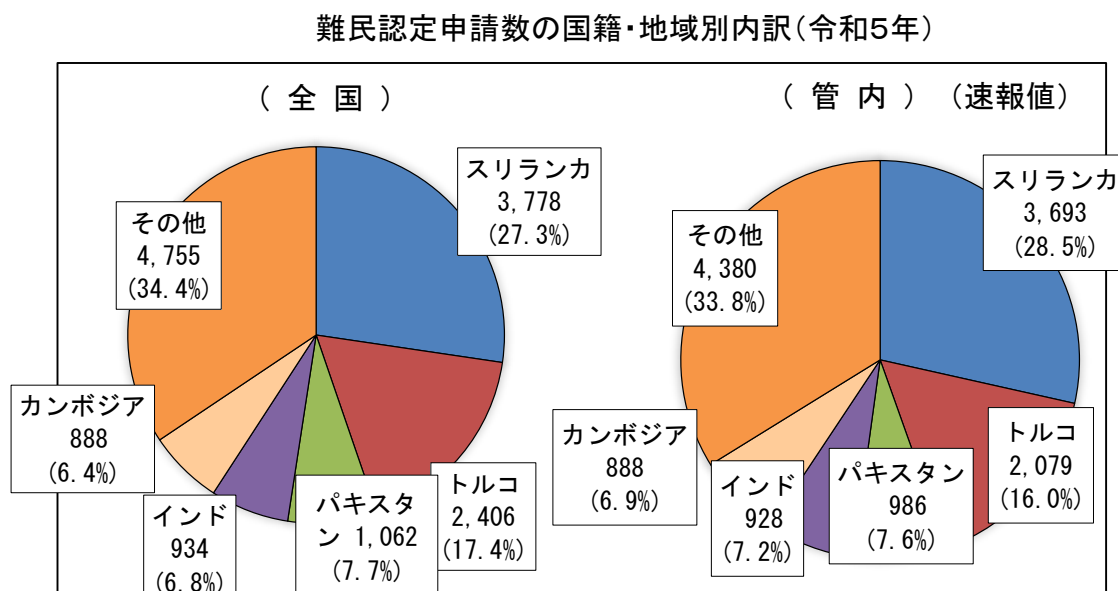
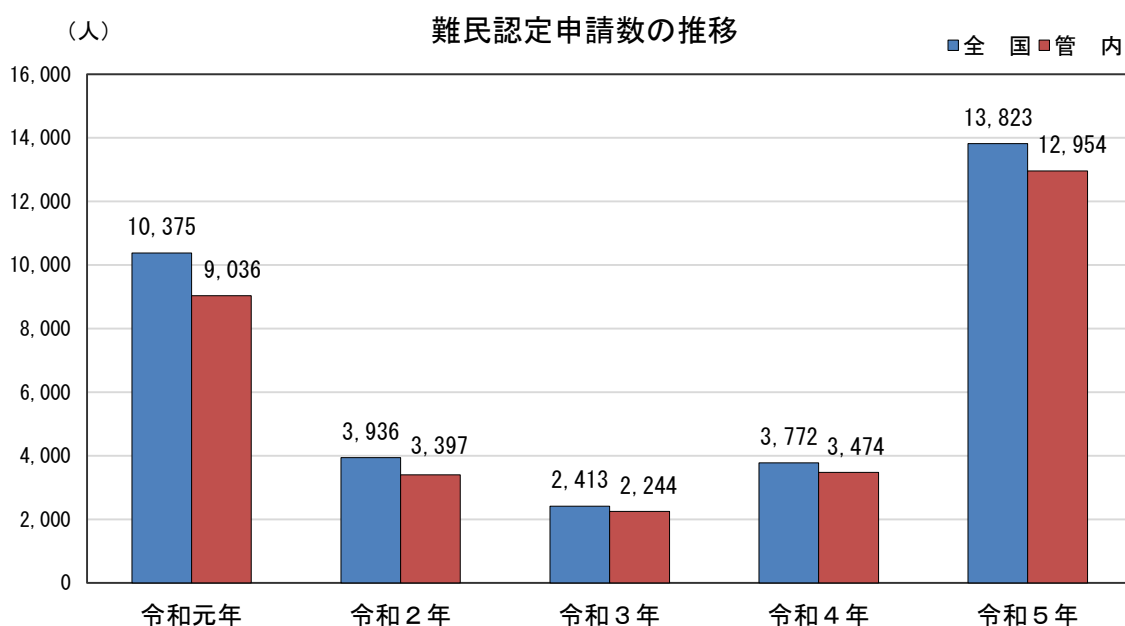
5 難民認定等事務関係

(1) 難民認定申請数及び補完的保護対象者認定申請数

令和5年における管内の難民認定申請数は、1万2,954人で、前年に比べ約272.9%(9,480人)の増加となっている。また、全国の受付人数である1万3,823人の約93.7%を占めている。

令和5年における管内の補完的保護対象者認定申請数は、546人で、全国の受付人数である678人の約80.5%を占めている。

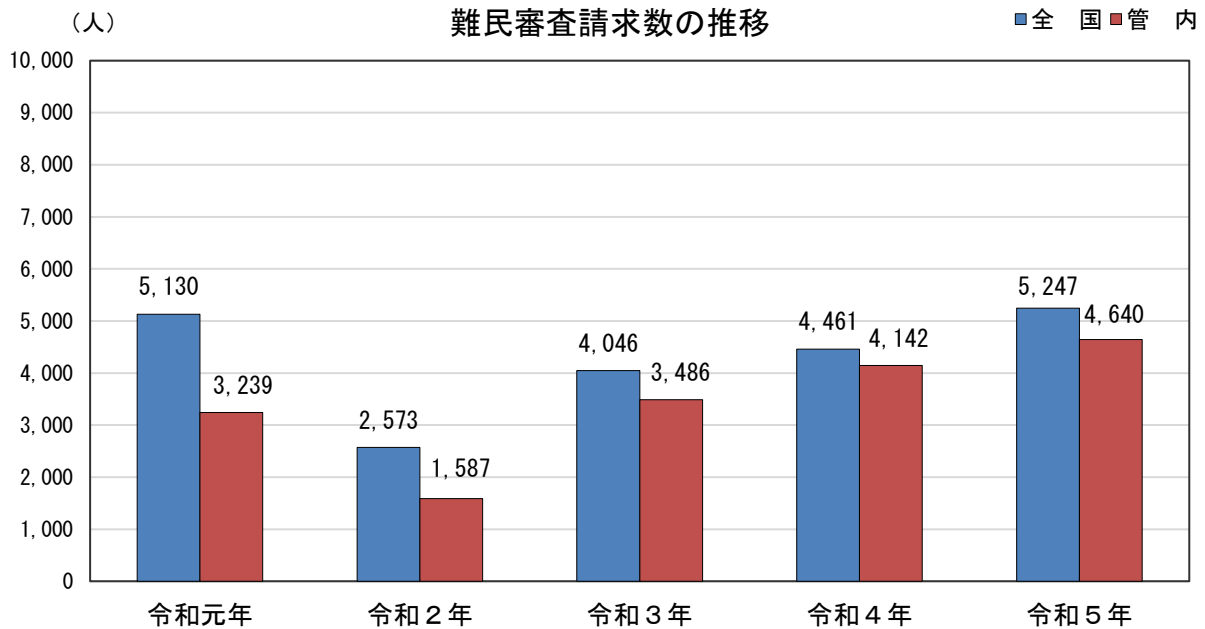
なお、令和5年における全国の補完的保護対象者認定申請数の国籍・地域別内訳は、ウクライナ669件、ロシア5件、ウズベキスタン・英国・シリア・スリランカが各1件、管内の国籍・地域別内訳は、ウクライナ543件、ロシア2件、ウズベキスタン1件となっている。



(注) 構成比 (%) は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない。

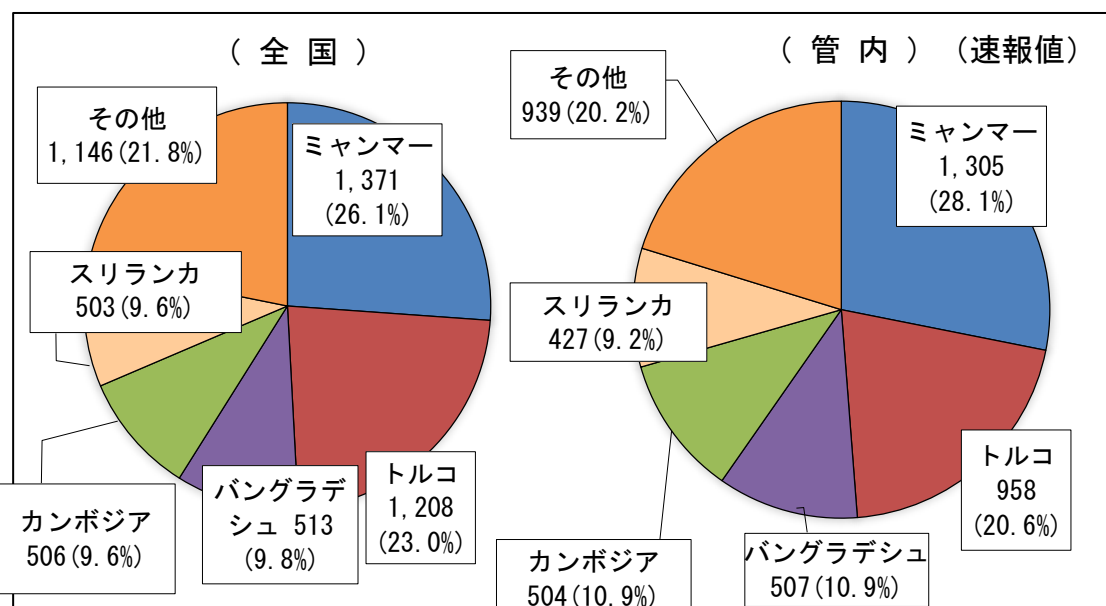
(2) 難民審査請求数

令和5年における管内の難民の認定をしない処分に対する審査請求数は、4,640人で、前年に比べ約12.0%(498人)の増加となっている。また、全国の審査請求数である5,247人の約88.4%を占めている。



(注) 難民の認定をしない処分に対する不服申立ては、平成28年4月1日に施行された改正入管法により、従来の「異議申立て」から「審査請求」に改められた。

難民審査請求数の国籍・地域別内訳(令和5年)



(注) 構成比(%)は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない。

6 在留支援関係

(1) 地方公共団体等との連携・協力

各地方公共団体は、在留外国人の生活に関わる様々な事柄について、情報提供及び相談を行う一元的相談窓口を設置しているところ、令和6年9月30日現在、当局管内の81団体が、一元的相談窓口の設置・運営について令和6年度外国人受入環境整備交付金の交付決定を受けている。

当局においては、各地方公共団体の相談窓口職員を派遣し、相談員として対応しているほか、相談業務に従事する地方公共団体の職員等に対し研修を行っている。

このほか、地域で活動する民間支援団体等に各種情報を提供するなど、連携・協力に向けた取組を行っている。

一元的相談窓口の設置・運営について令和6年度外国人受入環境整備交付金の交付決定を受けている管内地方公共団体一覧(令和6年9月30日現在)

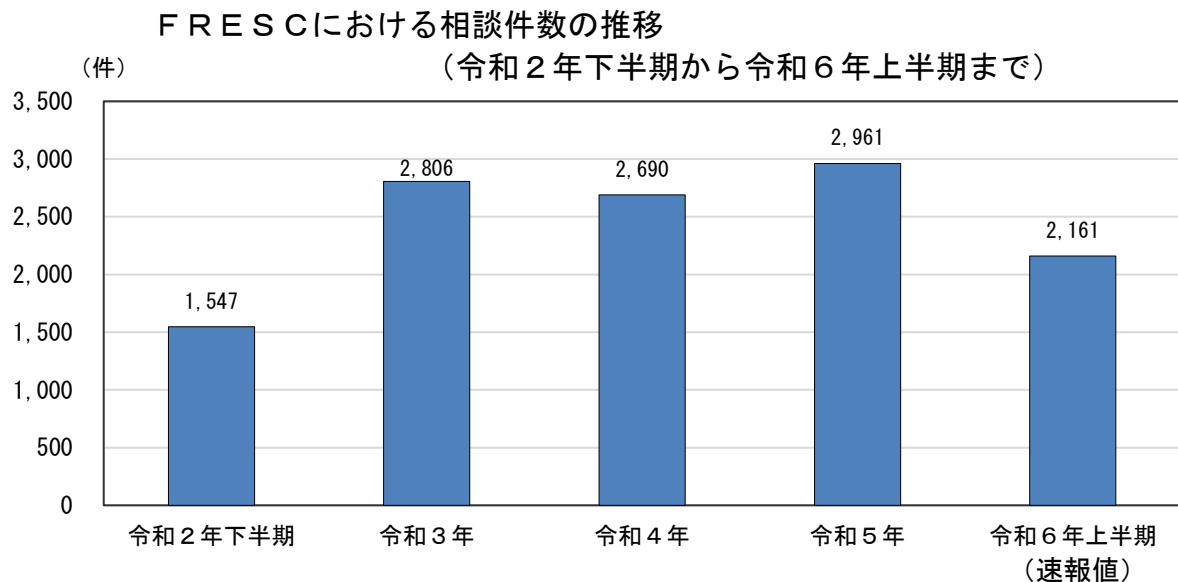
茨城県（6か所）	茨城県、古河市、結城市、常総市、つくば市、八千代町
栃木県（5か所）	栃木県、宇都宮市、栃木市、鹿沼市、小山市
群馬県（7か所）	群馬県、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、安中市、大泉町
埼玉県（11か所）	埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、ふじみ野市、越谷市、久喜市
千葉県（13か所）	千葉県、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、東金市、柏市、八千代市、鴨川市、鎌ヶ谷市、浦安市、富里市
東京都（10か所）	東京都、新宿区、世田谷区、練馬区、中野区、豊島区、江戸川区、八王子市、西東京市、府中市
神奈川県（11か所）	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、秦野市、厚木市、海老名市、綾瀬市、愛川町
新潟県（5か所）	新潟県、新潟市、長岡市、上越市、糸魚川市
山梨県（3か所）	山梨県、甲府市、中央市
長野県（10か所）	長野県、長野市、松本市、上田市、飯田市、塩尻市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町

（２）相談業務

令和２年７月に外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ）が開所し、東京出入国在留管理局では、在留外国人等からの入国・在留手続等に係る相談業務を行っている。

令和６年上半期における相談件数は２，１６１件であった。

※相談件数は、来所及びオンラインによる件数。



また、当局の外国人在留総合インフォメーションセンターにおける在留外国人等からの入国・在留手続に係る令和５年の相談件数は、２５万２，１２６件で、前年に比べ約７．６％（２万７９４件）の減少となっている。

※令和５年６月まで、窓口及び電話での相談件数のみ計上。令和５年７月以降、メールによる相談件数も計上。

